

船橋市立七林中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（１）基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、生徒の情操を育成するとともに生徒の活動等も取り入れていく。
- ・生徒集団全体に、いじめを許容しない雰囲気を形成し、いじめに対して、「観衆」や「傍観者」にならないようにする。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年３回実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯・スマートフォン教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

＜構成員＞ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任

＜活動＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

＜開催＞ 毎週行われる学年主任会及び生活指導部会にいじめ対策委員会の機能を持たせ、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・「観衆」や「傍観者」にならないために、いじめと感じた生徒に生活ノートやいじめアンケート等教師への発信を奨励する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(5)いじめ防止等に関する年間計画

時期	活動内容
4月	○「学校いじめ防止基本方針」実施のための年間計画の検討 ○いじめ対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」年間計画の策定 ○情報モラル集会 規範意識を高める ○新入生歓迎会 思いやりの心を育む ○自宅確認 いじめ早期発見
5月	○自宅確認 いじめ早期発見 ○校外学習・修学旅行 協力する心を育む ○学校生活アンケート いじめ早期発見 ○教育相談 いじめ早期発見
6月	○教育相談 いじめ早期発見 ○いじめ実態調査アンケート
7月	○いじめ早期発見 ○いじめ対策委員会 いじめアンケートの集計結果についての検討・対策 ○部活動壮行会 協力する心を育む
8月	○職員研修
9月	○体育祭 協力する心を育む
10月	○合唱祭 協力する心を育む
11月	○学校生活アンケート いじめ早期発見 ○教育相談 いじめ早期発見
12月	○いじめ実態調査アンケート いじめ早期発見 ○いじめ対策委員会 いじめアンケートの集計結果についての検討・対策 ○学校評価アンケート配付 集計・分析
1月	○学校評価アンケート 結果報告
2月	○三送会準備 協力する心を育む
3月	○いじめ実態調査アンケート いじめ早期発見 ○いじめ対策委員会 いじめアンケートの集計結果についての検討・対策 ○三送会・卒業式 3年生への感謝の気持ちを伝える。
通年	○道徳人権教育 ○日常の道徳的指導 ○総合的な学習の時間 ○学級会活動 ○生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開 ○職員会議・運営委員会・主任会・生活指導部会・学年会・教科部会 ○スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー（週1回） 生徒・保護者の相談